

様式 3

令和 7 年 7 月 28 日

奈良県知事 山下 真 殿

主たる事務所の所在地

〒630-8014

奈良市四条大路 1 丁目 0-4

医療法人社団石洲会

理事長 山形 省吾

(連絡先 TEL 0742-34-6300)

決 算 届

令和 6 年度（令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで）の決算
を終了しましたので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 6 年 5 月 1 日 至 令和 7 年 4 月 3 0 日) /

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 石洲会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人

☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用 /

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 奈良県奈良市四条大路 1 丁目 9 番 4 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 61 年 12 月 1 日 /

(4) 設立登記年月日 昭和 61 年 12 月 5 日 /

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	山形 省吾 /	
理 事	三宅 彰 /	
同	山形 幸男 /	
監 事	山形 和男 /	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病 院	石洲会病院	290101902	奈良県奈良市四条大路 1丁目9番4号	一般病床 59床
診療所				
介護老人 保健施設				
介護医療院				

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 6月26日 令和 6年度決算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 石洲会 ✓
所在地 奈良県奈良市四条大路1丁目9番4 ✓

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 4 0

財 産 目 録
(令和 7 年 4 月 3 0 日現在)✓

1. 資 産 額 1,196,637 千円 ✓
2. 負 債 額 52,342 千円 ✓
3. 純 資 産 額 1,144,294 千円 ✓

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額	
A 流 動 資 産	327,289	✓
B 固 定 資 産	869,188	✓
C 資 産 合 計 (A + B)	1,196,637	✓
D 負 債 合 計	52,342	✓
E 純 資 産 (C - D)	1,144,294	✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-1

法人名 医療法人社団 石洲会

所在地 奈良県奈良市四条大路1丁目9番4

※医療法人整理番号

4	0
---	---

貸借対照表					
平成二十一年三月三十一日現在		単位：千円			
現金及び預金	100,000	短期有価証券	50,000	繰上り入金	10,000
債権	200,000	固定資産	150,000		
負債	150,000	資本	100,000		
純資産	100,000				
合計	350,000	合計	350,000		

(令和 7 年 4 月 30 日現在)✓

(单位:千元)

[illegible]

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人社団 石洲会
所在地 奈良県奈良市四条大路1丁目9番4

※医療法人整理番号 4 0

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 5 月 1 日 至 令和 7 年 4 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		285,133
2 事業費用		
(1)事業費用	51,263	
(2)本部費用	376,969	428,232
本来業務事業損失		143,099
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		143,099
II 事業外収益		
受取利息	2,658	
その他の事業外収益	10,056	12,714
III 事業外費用		
支払利息	472	
その他の事業外費用	0	472
経常損失		130,857
税引前当期純損失		130,857
法人税・住民税及び事業税	536	
法人税等調整額	0	536
当期純損失		131,393

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団 石洲会
所在地 奈良市四条大路1丁目9番4号

※医療法人整理番号

				4	0
--	--	--	--	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が株主総会の議決権の過半数を占めている法人	(有)トライ (注) 1	奈良県奈良市	632,850	不動産賃貸業 資産賃貸業	倉庫の貸借 病室備品の貸借	賃借料の支払い (注) 2	6,140	未払金	22

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事長山形有吾が株主総会の議決権の100%を占めている法人。

(注) 2. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
(取引条件及び取引条件の決定方針等)							

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団石洲会

理事長 山形 省吾 殿

私 山形 和男は、医療法人社団石洲会の令和 5 会計年度（令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 6 月 26 日

医療法人社団石洲会

監事 山形 和男